

平成22年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成22年5月31日（月）

午後1時から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

1 開会

○司会

委員会の開催の前に、4月1日付けで宮城県の人事異動がございまして、今年度初めて本委員会に出席いたします、県の職員を紹介させていただきます。

環境生活部次長の渋谷でございます。

それでは、ただいまから、平成22年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。

本日は、布施委員、小澤委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。また、西出委員におきましては、授業の関係で午後2時頃に御退席されますので、御承知願います。

なお、本委員会は、委員の半数以上が出席しておりますことから、成立しておりますことをご報告いたします。

皆様のお手元に、チラシが配布されているかと思いますが、これは本日御出席の若山委員が事務局長をされております団体の名称について、名簿では「国際交流ボランティアグループともだち in 名取」と記載されておりますが、「国際交流協会ともだち in 名取」に変更になったという御連絡いただきましたので御承知いただきたいと思っております。

本日は今のところ傍聴される方はおりませんが、本委員会は公開されることとなっております。また、本日の議事をまとめます議事録についてですが、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の渋谷からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ 環境生活部次長

渋谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。小泉部長が参りましてごあいさつを申し上げるところでございますけれども、原発の会議と重なりましたので、恐縮ですけれども、私の方から一言ごあいさつを申し上げます

皆様方には、本日、お忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

現在、国におきましては、「新しい公共」をキーワードに様々な検討が進められておりまして、内閣府におきましても、「新しい公共」円卓会議が開催されまして、今月末を目途に提案をまとめることになっております。

また、平成22年度税制大綱に基づいて、市民公益税制プロジェクトチームが設置されまして、寄付優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直しなどが検討されているところでございます。

本県におきましては、3月に策定した「行革推進プログラム2010」の改革の柱の一つに、共に創る「共創」を掲げ、今後も、県民やNPO、民間企業等の多様な主体と共に、地域を創っていく、いわゆる公共サービスの担い手として、協働・連携を進めていくこととしております。

本日、最後の御審議をいただきまして、成果として完成していただきます「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の改訂案は、本県における「新しい公共」の中心的存在となるNPOの活動を促進していくための指針として大変重要な計画であると考えております。

皆様による熱心な思いが、これまでの活発な御審議を通して、この見直し案に反映され、素晴らしい基本計画改訂案が完成されようとしておりまして、大変心強く感じる一方で、NPO活動の促進に向けて県行政を推進する大切さをかみしめているところでもございます。

皆様には、本日も忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

また、引き続き県内のNPO活動の一層の促進につきまして、お力添えをいただきますとともに、皆様方のますますの御活躍、御発展を祈念いたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○司会

ありがとうございました。

渋谷次長は所用のため、途中で退席させていただきますので、御了承願いたいと思います。

それでは、山田会長、議事の進行等をお願いいたします。

3 議事

○山田会長

どうも皆さん、大変ご苦労様です。

それでは、今年度第2回目の委員会を開催させていただきますが、早速議事に入らせていただきます。今日は報告事項が二つと、それから協議事項、基本計画の見直し、ということで御協議いただきたいと思ひます。

この基本計画の見直しにつきましては、前回もたくさんの御意見をいただきまして、今お話を伺っていますと、どうやら今日あたりが、今後の処理のためにはリミットのようでございますので、今日もいろいろ御意見いただきたいと思ひますが、できればこの場で決着がつくようによろしくお願いたします。

それでは、報告事項①の、平成21年度民間非営利活動促進に関する事業の実施概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

(1) 報告事項

○事務局

それでは、報告いたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、資料の確認をいたします。本日の資料は5種類あります。

まず、資料1として両面1枚で、「平成21年度民間非営利活動促進に関する事業の実施概要について」がございすが、申し訳ありませんが、本日、差し替えをお願いしてございす。事前に送付しております資料に対して、1頁目の右下の(3)「中間支援組織への支援」の平成21年度分の記載が誤っておりましたので修正してございす。また、その裏面になりますすが、上の方の(3)「財政的な支援制度の充実」の平成21年度分の県税の優遇措置につきまして、調査中だったところを、データが確定いたしましたので、新たに実績を掲載しております。差し替えの修正点については以上です。

それから添付資料といたしましては、資料2として、片面1枚で、「平成22年度「みやぎNPO夢ファンド」の助成団体決定について」がございす。

それから、資料3として、「宮城県民間非営利活動促進基本計画(案)」がございまして、前回の平成22年度第1回委員会での御意見をいただきましての、修正した後の仕上がり版となっております。

資料4が、前回から今回の仕上がり版にかけての修正内容を見え消しで記載したのとなっております。

それから、資料5は、今回の基本計画案の仕上がり版と現行の基本計画との新旧対照表案となっております。

それでは、報告事項の一つ目でありす、「平成21年度民間非営利活動促進に関する事業の実施概要について」説明いたします。

資料1を御覧下さい。

この表は、現行の基本計画の施策体型を元に、実施している主な事業とその実績について、平成20年度分を左側に、昨年度でありす平成21年度分を右側に掲載した表となっております。

まず、表の一番左側ですが、基本方針として、「NPO活動の支援・促進」と、次の頁になりますが、「NPOとのパートナーシップの確立」が掲載されております。

その一つ右側には、基本方針それぞれの施策の柱を記載しておりまして、またその右側には、それぞれの施策の柱に基づく施策と事業を記載しています。特にみやぎNPOプラザの施策と事業につきましては、さらに右側に細分類した項目を記載しているという内容になっております。

それでは順番に、主な事業とその実績について説明いたします。

初めに、基本方針「NPO活動の支援・促進」の中の施策の柱1「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」から説明いたします。

施策と事業の一つ目に、「みやぎNPOプラザの機能の充実」がございます。この中に掲載されている事業は、みやぎNPOプラザにおいて実施された主な事業になっております。表の順番に説明いたします。

まず、基盤整備機能ですが、①情報収集・提供機能としましては、みやぎNPO情報ネットの運用、メールマガジンの発行、「One to One」の発行、「森の伝言板ゆるる」へのNPOプラザのページの掲載、NPOプラザ館内におけるNPOに関する情報の掲示、それからNPO関係書類の縦覧・閲覧となっております。平成20年度と平成21年度の比較におきましては、大きな変更はございませんでした。

次に、②相談・コーディネート機能でございますが、まずNPOのための専門相談会が実施されておりまして、20年度は会計・税務相談が22件、労務相談が2件、法人設立及び運営相談が36件、窓口相談として153件となっております。

21年度では、会計・税務相談が16件、労務相談が4件、法人設立及び運営相談が46件、ボランティア相談として35件、窓口相談が216件でございます。全体的に増えている状況でございます。それから、「NPOマネジメント講座」、「会計税務講座」、「50歳からのNPO実践塾」を開催しておりまして、それぞれ20年度と比較しますと、出前講座という形を新たに明確に開始しているということと、「50歳からのNPO実践塾」に力を入れて、各地でフォローアップも含めて開催されているという状況でございます。

それから、③調査研究促進機能ですが、これは実施されていない形になっておりまして、指定管理をお願いする際の仕様に明確な記載をしていなかったということもございまして、NPOの意識調査など、みやぎNPOプラザでは実施されておりましたが必要に応じて県のほうで主体的に実施しているということもございまして、今後、実施方法について検討が必要な内容であると考えているところです。

次に、④地域関係機能ですが、NPO支援施設及び支援組織研修を3回行っております。それから、NPO支援連携事業としまして、6地域で実施しています、交流・情報交換・支援等については12回というような結果になっております。

それから、⑤ですが、共同利用機能としましては、20年度、21年度同様、会議室・研修室・作業室を提供しております。

⑥交流機能としましては、交流サロンの活用、それからNPOとの共催による「NP・O結びサロン」、それから「みやぎNPOプラザまつり」が新たに開催されております。

次に⑦としまして、ふれあい機能ですが、販売スペース等の貸出しとしまして、レストランやショップということで、これも20年度、21年度同様にやっておられる状況でございます。

次に⑧事務スペース機能としましては、NPOへの事務ブースの貸与を行っております。

また、みやぎNPOプラザは、指定管理者制度を導入しており、平成21年度もみやぎNPOプラザ運営評議会を開催して、運営等の審議を行い、適正かつ効果的な運営に努めていただきました。

続きまして、施策の柱1の促進体制整備について、(2)地域におけるNPOへの支援・促進でございますが、これは、みやぎNPOプラザの事業の再掲載となってございまして、NPO支援施設及び中間支援組織の研修、NPO支援連携事業を開催しております。

(3)中間支援組織への支援としまして、「NPOマネジメントセミナー」が平成20年度までで事業終了してしまいましたので、平成21年度からは「NPO支援センター助太刀事業」ということで実施しております。実績が2件ということでございまして、事業の実施条件等を改善することを検討いたしまして、現在、事業要望調査をしている段階でございますが、既に昨年度を大きく上回る要望が寄せられている状況でございます。

次に裏面を御覧ください。

基本方針、「NPO活動の支援・促進」の施策の柱の二つ目でございます「NPOの自立促進に関する

る施策」でございますが、まず、(1) 広報・啓発・情報ですが、これもみやぎNPOプラザによる事業の再掲載となっておりますが、みやぎNPO情報ネットの運用や、「One to One」等を実施しております。

それから、「みやぎ出前講座」ですが、これにつきましては平成21年度の実績はゼロという状況でございました。

次に、(2) 人材育成ですが、これもみやぎNPOプラザによる事業の再掲載となっております。

「NPOマネジメント講座」、「会計税務講座」、「50歳からのNPO実践塾」などがございます。また、先ほどのNPO支援センター助太刀事業につきましても、人材育成に含まれるものと考えております。

(3) 財政的な支援制度の充実ですが、みやぎNPO夢ファンドの運営、それからみやぎNPOサポートローンの融資がでございます。県税の優遇措置(減免)につきましては、県税の法人県民税の均等割、それから不動産取得税、自動車税、自動車取得税と、ほとんどについて件数、金額ともに20年度より増えているという状況でございます。

(4) 地域におけるNPO活動拠点の整備・促進でございますが、県遊休施設の有効活用によるNPOの拠点作り事業として6施設がでございます。それから市町村・都道府県担当者のための公有財産利活用ガイドブックで取り組み支援をしております。また、みやぎNPOグッド・スペース・ナビを実施しております。21年度には新規申し込み1件の実績がございました。

施策の柱の三つ目の「NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」でございますが、

(1) 情報公開と政策プロセスへの参画促進につきましては、県の計画等への政策過程におけるその内容の公表と、県民からの御意見の募集ということでのパブリックコメント等を各課で行っている状況です。それから、県の各審議会等への市民の公募等ということで、これも各課で実施してございます。

次に、(2) 協働の推進でございますが、NPO推進事業の選定ということで、庁内連絡調整会議等で決定してございまして、14事業ございました。評価シートによる評価は、21年度分については22年度に調査する予定でございます。それから、行政とNPOの協働マニュアルの活用がでございます。

次に、NPOと県の協働状況調査及びホームページでの事例公表を毎年度実施しております。平成21年度分につきましては今調査しているところでございますが、平成20年度としましてはこのような状況になってございまして、情報・意見交換や政策・企画立案への参画、共催・講演、実行委員会、事業協力、業務委託、補助・助成、ということで、これらにつきましては、計画案の資料3の後ろの方にもございますが、実績が延びている状況です。それから、NPOマネジメントセミナーを20年度まで行っておりましたが、平成21年度としましては、NPOと行政の協働に関する研修会を開催いたしました。各課の方には、NPO関係資料等の配布をしております。それから、庁内体制としましてはNPO活動促進庁内連絡調整会議、同幹事会、NPOパートナーシップ推進員会議を開催しております。

次に、(3) 中間支援組織との連携ですが、これも再掲になりますが、NPO支援施設及び支援組織研修、NPO支援連携事業、それからNPO支援センター助太刀事業がここに位置すると考えております。

施策の柱の四番目、「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」としまして、まず、(1) 議会につきましては、主な実績としましては、委員会への情報提供となっております。なお、詳細な説明等を求められた場合には、随時、資料を持参して説明するなど必要に応じた対応を実施してございます。

次に、(2) の市町村についてですが、まず、市町村のNPO担当課の課長会議を開催しております。事業等の実施状況や検討状況、NPOに関する情報提供等を行っております。みやぎNPOプラザからも説明をいただいているところです。

また、毎年度、市町村に対して、NPO活動促進施策や協働実績に関する調査をお願いしております。その結果について、ホームページで詳細に公表しており、他の市町村において、NPOとどのような内容の協働を行っているのか確認できるようになってございます。

それから、これも再掲載となっておりますが、NPOマネジメント講座、出前講座の開催、それから会計税務講座、出前講座の開催をプラザでやっていただいております。それから、NPO支援センター助太刀事業もこちらの方に位置してくると考えております。

次に、(3) の企業、(4) の大学等とのパートナーシップといたしましては、この委員会での委員としての委嘱ということを挙げておりますが、掲載してはございませんが、例えば今年3月に開催されております西出先生の研究室とせんだい・みやぎNPOセンターとの研究成果であります。宮城県の特定期間活動法人の事業報告に関する研究発表会など、なるべく企業さんや大学さん等の機関とNPO

との協働の場へ参加するよう心がけるなど、研究や政策提言等に関する情報の収集、把握に努めております。

また、(5)の各種団体につきましても、具体的な事業としては空欄としておりますが、例えば、みやぎNPOプラザで開催しております圏域での情報交換会などにおいて、社会福祉協議会等との情報交換を行うなど、様々な機会を生かして、パートナーシップのための連携に努めてございます。

ただ、いずれにしましても、なかなか事業と言えるほどの具体的なものは実施していないことから、現在、検討していただいております新計画の元に、何らかの施策を実施できるよう再度あらためて検討を行っていく必要があると考えております。

(6)の広域的な連携につきましても、具体的な事業は行っていないということで空欄となっておりますが、毎年度開催されております「市民活動担当課長会議」というのが、東北ブロック、また全国という形でございまして、そちらでの検討や、現在検討が続けられております特定非営利活動法人の会計基準についてオブザーバーとしての参加など、様々な機会を通じて、全国的な連携にも努めているところでございます。

長くなりましたが、以上で、平成22年度の主な実施事業についての説明を終了します。

○山田会長

はい。ありがとうございました。それでは、今の21年度の事業の実施概要につきまして、何かご質問がありましたらお出しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

なければ私の方から質問いたします。

裏面の2の(4)のみやぎNPOグッド・スペース・ナビの申込み件数が1件であることと、その上の方のみやぎ出前講座でのNPOの啓発がゼロ件とありますが、これらの件数が少ない理由というのは何かあるのでしょうか。

○事務局

まず、みやぎ出前講座ですが、これは申込制になっているというところもございまして、申込みがなかったということでございますが、もう少し宣伝と言いますか、コマースをしていくべきかと考えております。それから、グッド・スペース・ナビにつきましても、基本的にホームページの方での情報掲示となっておりますので、何かの機会、例えばメルマガを利用する等、もう少し情報発信をしていかなければいけないと思っております。以上でございます。

○山田会長

ついでにもう一つ質問いたしますが、表面の方の(1)の②の「50歳からのNPO実践塾」が、21年度第2～4期とあるのですが、これはどういう意味ですか。20年度が1期なんですよ、21年度に2回目から4回目まで実施したということですか。

○事務局

直接の担当ではありませんが、担当から聞いたところでは、まず、もともとボランティア情報サロンを実施されていたところを、50歳からのNPO実践塾ということで平成20年度から新たに開催しまして、そして平成21年度からは本格的にそちらに力を入れて、さらにフォローアップもされた、ということでございました。

○山田会長

ありがとうございました。よろしいですか。

○大久保委員

1期は、4回のときも5回のときも6回のときも、その時々状況を見ながら実施しておりますが、基本的には必ず1回は現場に行って体験をするということを盛り込んでいる塾です。

1期には10人までという、かなり人数の少ない設定にしてありまして、必ず動いてもらえるようにフォローしているというところですよ。

○山田会長

ありがとうございました。他はいかがですか。

○加藤副会長

市町村の担当課長会議は何回やっておられますか。

○事務局

1年に1回でございます。3月だったと記憶しております。

○山田会長

今期の計画では、少しそのあたりの充実をとということもありましたので、よろしく申し上げます。

○西出委員

書き方として、会議の開催について回数が記載されていないので、実施状況がわからないと感じました。具体的に件数が記載されているところと、何も書いていないところがあるので、何か意味があるのかと思ってしまいます。書けるところは実績として書いた方が良いのではないかと思います。

○事務局

すみません。意図的なものではなかったのですが、申し訳ございませんでした。

○山田会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、①の方は以上とさせていただきます、②の平成22年度「みやぎNPO夢ファンド」の助成団体決定について、御報告お願いいたします。

○事務局

事務局から、平成22年度「みやぎNPO夢ファンド」の助成団体決定について御報告いたします。

資料1でも一言触れておりましたけれども、宮城県では、県内のNPO活動を促進するため、その活動を資金面からサポートするみやぎNPO夢ファンドを、せんだい・みやぎNPOセンターと協働で設置し、平成16年度から、NPO団体に助成してきたところでございます。具体的には、県からこれまでに5千万円を拠出して、それをせんだい・みやぎNPOセンターさんに運用をお願いして、応募者への説明相談などの御協力をいただいております。現在3つのプログラムで助成を行っております。今年は第1次の書類審査を通過した団体につきまして、4月10日（土）と5月8日（土）に、いずれもみやぎNPOプラザにおいて、助成団体を決定するための公開コンペを開催し、それを経て今年度の助成団体が決まりました。審査に当たりましては、東北大学の高橋康有先生に今年の4月から運用委員長ということでお願いしまして、7人の委員で審査をしております。

内容につきまして、(1)の組織開発支援プログラムにつきましては、組織作りや人材育成など、NPOが組織上抱える課題を解決するために行う事業に対して助成するものですが、今年度は審査の結果、助成決定に該当する団体はございませんでした。

(2)のステップアップ支援プログラムにつきましては、県内のモデルケースに発展するような、特に公益性の高い事業を継続して行う場合に、最低3年間助成するもので、今年は2年目となる、継続の2団体に加え、新たに1団体を、4月10日のコンペで決定いたしました。

(3)のスタートアップ支援プログラムにつきましては、既に活動しているNPOによる新規事業の立ち上げや、これからの活動を始めるNPOに対して助成するもので、5月8日のコンペで、今回は5団体に決定いたしました。

以上、平成22年度8団体に、合計400万円を助成することと決まりました。以上でございます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、この夢ファンドの御報告について何か御質問ありましたらいただきたいと思っております。

○西出委員

1 番目の組織開発支援プログラムについて、応募団体も少なく、助成決定団体が無しという状況ですが、これはどういう理由だと考えていらっしゃいますか

○事務局

これは、たまたま今年はゼロであったということですが、一つは書類審査の段階で落ちました。これは、具体的には環境関係の事業を希望されていたのですが、基金の創設をこれから検討しようとしていたりなど、継続的な資金調達のノウハウ等の学習をしたいというような内容でございまして、団体の活動をどのようにするかという具体的などころまで決まっておらず、また、これからどのようにお金を集めればいいのか勉強をしたいという内容だったことから、今回は書類審査段階で落ちてしまったということだと思います。

もう一つの団体につきましては、子供や障害者の福祉関係の活動をしている団体でしたが、お金の使途が具体的ではないとなど、全体として審査の基準点に達しなかったということで今回は落選してしまったため、該当者なしということになりました。

○山田会長

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

この3つの事業ですが、応募の推移はどうなっていますでしょうか。減っているのか増えているのか、わかりましたら教えていただけますか。

○事務局

申し訳ございません。応募の推移につきましては、今回手元に資料がございませんでした。助成団体数については、(2)のステップアップ支援プログラムが100万円、それからスタートアップ支援プログラムと組織開発支援プログラムについては20万円となっておりますが、その事業の状況によって、特に組織開発とステップアップの方につきましては、20万円かからないような事業でも助成していたものですから、助成団体数につきましては、昨年度までの5年間は、11団体から12団体ぐらいということで、比較的少ない額で、その分団体数を増やしていたところがありましたが、今年につきましては、合計でここに記載の8団体ということで、助成はそれぞれ限度いっぱい、今のところ20万円、100万円で助成するというございます。応募者については例年把握していなかったところですが、今回もこの資料にございますように、スタートアップにつきましては15団体、8団体が1次通過ということで、15団体から最終的には5団体になっておりますが、倍率的には常にこのように2倍以上という状況だと思います。

○山田会長

はい、わかりました。他にございますか。

○石井山委員

(2)の一つ目ですが、このWorld Open Heartという事業団体のプログラムの中身について、よろしければもう少し教えていただきたいなと思います。助成対象事業名を見てみると、犯罪加害者家族の支援とありますが、こういった対象へどうアクセスするかとか、一体どんな具体的な事業をやるのかということのイメージがわからないものですから、差し支えなかったらもう少し教えていただきたいということです。

○事務局

具体的な事業につきましては、犯罪加害者家族の支援のための拠点作りということで、宮城県内に事務所を開設したいということでした。助成対象になった事業の具体的なところにつきましては、事務所開設とホットラインの開設や、裁判所・行政窓口への付添い、個別相談、事件経過後の介入(分かち合い)、専門家によるカウンセリング、社会への啓発活動としてワークショップや勉強会、メディアリテラシー講座、Webサイトによる情報提供を行うといったところでした。それら諸々の事務所を作る経費と、情報発信の事業の経費を合わせてやっていきたいということでした。

○山田会長

よろしいですか。

○加藤副会長

事務局をさせていただいているので、少し補足します。

この団体さんはもともと、数年前からこういう活動を始めておられました。

いわゆる子供さんで、例えば非行をおこして事件になってしまったような親の会というのが実は全国にあるのですが、そういう部分から、こういう事件に絡まる加害者の家族が接したりしています。また、麻薬であるとか、そういった種類のサポートをしている団体さんもかなりの当事者の方が、犯罪に関与してしまっているケースが多いので、その家族とかがアクセスしています。

外国では、加害者家族に対する支援というものは、社会復帰を考えて、刑を終えたり少年院を出たりした人が社会に戻るというときに、やはりそこに手を打たないと再犯防止ということに繋がらないだろうということで手が打たれています。

しかし、日本では、親も受け取らないというケースが増えつつあり、日本ではまだほとんどこういう支援は無いという状態の中で、仙台で声を上げている方々が東京などで取り組もうとしておられる方々と連携をしますということで、全国的にもはじめてのケースに近い形で、先駆的だということが大きく評価されているのではないかと思います。

○山田会長

他によろしいですか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。2つ目の協議事項について、ご議論いただきたいと思いますが、まずは基本計画の見直しについて事務局からご報告をお願いします。

(2) 協議事項

① 宮城県民間非営利活動促進基本計画(案)に対する意見について

○事務局

それでは説明いたします。

資料は、先ほど説明いたしました。資料3から資料5の3種類となっております。仕上がり版は資料3となっております。説明は、資料4により行いますが、本日が計画に関する検討の最終日となっていることから、仕上がり版を意識していただきながら御審議をいただければと思います。よろしくお願いします。

なお、修正状況につきましては、一度委員の皆様の方へ送付してございまして、中身をご確認していただいているところでございます。

また、期間が短く恐縮でしたが、その際に御意見をいただくことにございまして、本日までの間に、山田会長と、本日御欠席してございまして、小澤委員より御意見をいただき、修正を加えております。新たに加えた修正につきましては、大きな修正や修正内容に関する御意見ということではなく、主に文言の訂正でございましたことから、その部分のみの説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、基本計画案に関する前回からの修正状況についての説明を行いますので、ご確認をお願いいたします。

なお、これまでの委員会では、各章ごとに説明をしておりましたが、今回はこれまで合計して7回の委員会におきまして御検討をさせていただいておりますことから、最終ということもありまして、計画全体を通して修正状況を説明することといたします。

それから、文言や表現等の校正等は基本的に省略させていただきます。

また、資料4に関する修正内容の記載方法ですが、これまでと同様に、追加部分につきましては、青色の下線で、削除部分につきましては、赤色の取消し線で表示しております。また、同じ頁の中で、左側が1頁目、右側が2頁目という配置で印刷しており、少々文字が小さくて申し訳ありませんが、御了承をお願いいたします。

目次及び施策体系図につきましては、本文の修正に伴う修正となっておりますので、省略いたします。

それでは、資料4の2頁目をお開きください。なお資料3の方も2頁目となっております。

下の方になりますが、「NPOを取り巻く情勢」の中の「(1) 社会的・公益的活動の担い手の広がり」につきまして、前回の委員会で、団塊の世代だけではなく、若い世代にも職場としてのNPOとして広がってきている、との御意見がございましたので、その旨を加えてございます。

次に、資料4の7頁目をお開きください。資料3の方も7頁目となっております。

「宮城県の施策の現状と課題」の中の「リ NPO活動促進長名連絡調整会議等」でございまして、前回の御審議において、たくさんの御意見をいただいたところでございます。

まず、3つの機関の説明が不足している、ということから、その位置づけや役割等についての説明を加えております。また、実績に関する説明の記載がなかったことから、下の方になりますが、活動の成果についての記載を加えております。なお、成果につきましては、資料3の34頁になりますが、「(5) 県とNPOとの協働実績」にございまして、庁内での取り組みの浸透が実績となって現れているというところでございまして、今後のNPO活動の促進においても重要な役割を果たしていくものと整理しております。前回委員会での説明におきましては、私の認識不足、勉強不足によりまして明快な回答ができなかったことから、少々混乱させてしまったところがあったと思います。申し訳ありませんでした。

また、前回の御審議におきまして、目標の中に数値化できるものは数値化するなどして、後から評価できるようにとの御意見もいただいております。このことにつきまして検討を行いました。当該計画が基本計画であるということや、予算の関係や組織内部での調整等が必要であるということなどから、なかなか数値を示しての計画は厳しいということもありまして、定性的と言いますか、状況を明記することといたしまして、どういう施策を実施したことによって、その後の状況がどう変わったか、という視点で評価を行うことといたしましたので、御理解をお願いいたします。その意味でも、先ほど御説明いたしました計画体系に基づく施策と事業の実施概要につきまして、例年定期的には行っていなかったところなのですが、今回から新たに、委員の皆様にも明確な形でお示しすることにいたしましたところがございます。

続きまして、資料4の11頁をお開きください。資料3の方も11頁となっております。

ここにつきましては、この計画における「NPOのとらえ方」に関する部分となっております。その中の、「3 NPO支援における社会的課題」と「4 NPOの課題や今後望まれること」についてでございます。前回、少々削除しすぎたことによりまして、ニュアンスが薄れてしまったとの御意見をいただいたところでございます。前後の展開等も考慮しながら、戻し入れております。特に、「4 NPOの課題や今後望まれること」につきましては、NPOに対する提言的な内容になっているということもありますので、さらに表現方法への配慮を行ったつもりでございます。

また、「(1) 目的と使命(ミッション)の明確化と情報発信」ということで、タイトルに新たに「情報発信」を追加するとともに、その内容につきましても「(4) 説明責任と情報公開」と調整した上で説明を加えております。これは、前回の御審議におきまして、NPOの説明責任としての情報公開と、理解や協力を得るための情報発信は、それぞれ目的や性格等に違いがあるということ、明確に分けて表現すべきであるとの御意見をいただきましたことから、修正してございます。

それから、「(2) 継続的活動のためのマネジメント能力の向上」におきましては、新たに自立を加えております。これも、前回の御審議でたくさんの御意見をいただきましたところございまして、立つ方のジリツ(自立)と、律する方のジリツ(自律)について明確に分類して、新たに律する方のジリツ(自律)を施策の柱に組み入れることになったことによりまして、計画全体的に見直しを行った結果、新たに追加したものでございます。

同様にジリツの見直しによりまして、「(4) 説明責任と情報公開」につきましても、企業等のガバナンスに対する社会的要請を背景に、NPOに対しましても自律が求められていくことを新たに加えたものでございます。

続きまして、資料4の13頁をお開きください。資料3の方も13頁となります。

「2 基本計画の見直しの必要性」でございまして、前回、「各地域」という表現を提案させていただきながら、「市町村」という表記の取扱いにつきまして御審議いただきました。「市町村」につきましては明記すべきだということございまして、かつ、もう少し明るく前向きな形で表現してはどうかとの御指摘をいただいたところでございます。御提案いただきましたとおり、NPO活動が仙台市から各市町村へと全県的に広がっていく可能性や期待というあたりを、表現として加えてみてございます。

また、NPO活動の広がりにつきまして、若い世代や団塊の世代につきましても明記した形で追加してございます。

次に、右側の14頁を御覧ください。資料3の方も14頁となります。

ここは、前回御指摘いただきましたが、NPOからの情報発信と、行政が行う情報公開について、明確に分類した方がよいということでございまして、整理した結果、基本方針や施策の柱の順番を考慮して、(2)と(3)の順番を入れ替えるとともに、(4)の表現を整理したものでございます。また、(2)につきましては、NPOによる説明責任としての情報公開と、理解や協力の促進を図るための情報発信の分類、それから、ジリツの分類につきましても考慮しながら、説明を加えております。

次に、資料4の15頁をお開きください。資料3も15頁となります。

基本方針1の施策の柱2につきまして、律する方のジリツ(自律)を加え、「NPOの自立及び自律の促進に関する支援を実施します」と変更しております。

また、16頁の②施策の柱2につきましても、変更するとともに、その内容について、情報発信と情報公開に関する説明も加えながら、二つのジリツについて追加しております。

続きまして、資料4の19頁をお開きください。資料3も19頁となります。

ここは、施策と事業に関する部分となりますが、施策の柱2に律する方のジリツ(自律)を加えるとともに、情報発信と情報公開の分類、その発信元についてNPOと行政の違いを明確にした形に修正及び追加をしております。

次に、資料4の24頁をお開きください。資料3も24頁となります。

ここは、基本計画推進のための体制づくりに関する部分となっております。

まず、「1 宮城県民間非営利活動促進委員会」についてですが、削除して省略しすぎたことによりニュアンスが薄れてしまった部分でございまして、前後の関係等を考慮しながら戻し入れしております。

また、「(3) 県庁内の各課における情報共有と推進体制整備」ですが、まず、前回の御意見を参考に、NPO活動推進担当課が協働に関する相談窓口であることを明記いたしました。これまでも、個別具体的な内容等は各課で対応しており、一方、それ以外の問い合わせや協働に関する相談等につきましては、当課において対応してございましたが、計画に明記することにより、より効果的に御活用いただけることになるかと考えております。

また、庁内体制につきまして、協働の評価や他県の協働状況の提供など、各課における協働がより進みやすくなるような工夫をさらに実施していく、ということ新たに追加いたしました。

以上で、前回お示しいたしました計画案からの修正状況に関する主な部分の説明を終了いたします。

なお、今後のスケジュールといたしましては、現行の基本計画が平成17年9月の策定となっておりますので、9月議会での上程を目指し、8月には議案を確定する必要がありますことから、7月中に庁内をはじめとした関係機関との調整を行うこととなります。よって、6月中に、本日の委員会での修正を行い、かつ審議会の計画案としての完成版を御提出いただく流れとなりますので、よろしく御理解の上、御協力を御願いたします。以上です。

○山田会長

はい。ありがとうございました。

それで、御質問御意見をいただきますが、2時から西出先生が退出されますので、西出先生のご質問等をいただいた後、休憩ということにしたいと思うので、よろしく願います。

○西出委員

2箇所あります。誤植ですが、14頁の(2)の一番下の青字のところが、「自立と自立」と同じ文字になっておりますが、2つ目は自ら律するジリツ(自律)ではないかと思えます。

それから、20頁の3行目の、事業報告書や決算書について、「インターネットで公開し周知を図ります」というところですが、その前の赤字の「閲覧に加え」という部分は削除されるということでしょうか。両方ともやりますということではないかと思いました。以上です。

○山田会長

14頁の上の(2)のところで、最後の行に自立が2つ並んでいるところの訂正です。

それから、20頁の右上のところ、「の閲覧に加え」というのは、これは生かしてもいいのではないかといいことよろしいですか。他と重なってはいないですね。ではこの場でご了承いただきたいと思

いますが、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

では休憩にします。途中で水を入れて申し訳ありませんが、2時5分から再開したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(休憩)

それでは、ご報告のありました基本計画の見直しにつきまして、御意見・御質問をいただきたいと思っております。どこからでも結構だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。なるべく御意見と、解答も自分で用意していただくと審議がしやすいのでご協力をお願いします。でも、遠慮なくおっしゃっていただければと思っておりますので、どこからでもよろしくお願いいたします。

○成田委員

非常に簡単なところですが、気に留めたところをお話したいと思っております。

第5章の目次から見ていただきたいと思っておりますが、第5章の「2 県庁内におけるNPO活動の推進体制」というところで、以下(1)から(7)まで整理されておられます。その(1)と(2)で、「宮城の将来ビジョンにおけるNPO」という表題と、そこに書いてある内容に、私としてはズレ感がありまして、こちらを、例えば「宮城の将来ビジョンにおけるNPO活動の位置付け」などと、一言入れていただくと、非常にクリアになるのではないかとのご相談でございます。

(2)も同様でございますが、「行革プログラム2010におけるNPO活動の位置付け」というようにしていただくと読み手としてはありがたいと思っておりますので、ご検討よろしくお願いいたします。

○山田会長

はい。そうですね。ここを読んでいて、急に、何かな？と感じたことがありましたが、今ご提案があったように、「NPO活動の位置づけ」とすることで、意味を規定することができるので、この提案についてよろしいかと思っております。事務局も大丈夫ですね。

○事務局

はい。大丈夫です。

○山田会長

それでは、この点は早速、目次と5章の(1)(2)のタイトルを修正していただければと思っております。他にいかがでしょうか。

○小林委員

ちょっと明確な答えが用意できてないので発言しにくいのですが、ジリツについて前回の委員会の最後の方に出てきたと思っておりますが、実際に通して読んだときに、ちょっと唐突な感じが否めないと思っております。言いたいことはとてもよくわかるのですが、度重なって、自立と自律、自立と自律、と並んだときに、読み手がどうとらえるか少々懸念される場所です。

説明責任とか情報公開とか、律する方のジリツ(自律)に関するところの表記が結構出ていますので、あえて繰り返してジリツジリツ、と並べる必要があるのでしょうか。

○山田会長

今のご意見は、自立と自律の両方がどうしても並ばなくてはいけないところ以外は、選択できるのであればどちらかに選択した方がいいのではないかとのことですね。

目次そのものに出てくるものは良いとして。まず最初に、第4章基本方針1の(2)に出ています。それから、体系図の方にも出ていますが、ここはかまわないですか。

では、事務局の方から、どこに出ているか説明していただいて、それから考えていきましょう。

○事務局

はい。それでは、順番に説明いたします。漏れているところがありましたらご指示をお願いします。まず11頁の、「NPOのとらえ方」の中の、NPOの課題や今後望まれること、ここがはじめに出

てくるところでございます。その中の（１）から（４）の中に出てきてございます。中でも、まず（２）で自立が出てきております。それから（４）では、律する方のジリツ（自律）が意識された形で出てございます。

○山田会長

そうするとここは、それぞれ書き分けているからいいですね。４の「NPOの課題や今後望まれること」の前文の中に、もともと立つ方のジリツ（自立）が入っていて、それぞれのカッコのところで違うジリツ（自律）が書かれているということで、その内容に即したジリツですのでここはいいですね。その次はどうでしょうか。

○事務局

次は、１４頁でございます。こちらは、「見直しの視点」のところで、（２）のところに、ご指摘の通り、立つ方のジリツ（自立）と律する方のジリツ（自律）が並んだ形で表現してございます。

○山田会長

先ほど、字が一つ間違っていたところですね。何か良い記載方法はありますか。

○加藤副会長

私もきちんと文章で出したかったのですが、今、小林さんが言われたことの元になる話として、立つ方のジリツ（自立）という言葉のそもそもの使い方が気になるということがあります。

これは、今まで誰も指摘していないし、私も言わなかったのですが、９頁を見ていただくと、「NPOの特徴」というところで、いろいろな言い方をしています。この書き方自体が、単なる羅列で、一番上にまず非営利性というのが来ていますが、僕はこの順番は間違っているのではないかなと思いました。

一番大事なのは公益性ということだと思うのです。つまり公益的な目的を掲げて活動する組織であるということが第一ではないかと。これは定義にもかかわりますが、民間非営利活動促進条例など、「民間非営利活動」と言ってしまうために、市民公益活動という側面が薄れてしまっている。行政が非営利組織を作るケースが世の中にたくさんあるけれども、それを推進しますと言ってるのではないわけです。

特定非営利活動促進法も県の条例も、推進したいのはあくまで市民による自発的な、いわゆる公益活動ということですから、書く順番としては２番の公益性が一番上に来て、次に、それを自発的に市民が起こすという点で、自主性とか自発性が２番目に、そして、本当は３番目に、この中だと７番に入っているような、あるいはちょっとずれるのですが２の（１）の「社会参加機会の拡充」と書いてある部分の、基本的には市民が参加できるように開かれている組織であるということが、行政が作る非営利組織との違いということが出て来ると思うのです。

だから、１番目に公益性を目的に掲げ、２番目に自発的な組織・活動であり、３番目に人々に開かれている活動ではないかということです。この３つを満足させると、実は非営利性というのは自明のものになるわけですね。この④では、自立性と独立性と書いてありますが、この自立性の使い方が、独立性、インディペンデントの意味の自立性ではなく、経済的とか意思決定の独立性という話だけを指して自立性と書いてあるのですが、⑥の「事業性と経済性」では、ここに書いてあることが一番気になるのですが、「事業として成り立つ」とか「経済性の追求」と書いてあり、よく検討すると、言っていることの意味がほとんどわからないということになるだろうと思うのです。

また、先ほどの１２頁（２）に「不足しがちな活動資源を有効かつ効率的に運用するなど自立的な運営の継続が求められ」という記載がありますが、この「自立」は、マネジメントや組織の運営サイクルが回ることと定義していて、下の（４）の「自律」は、インディペンデントであり、意思決定とガバナンスが別で、政府の関与や企業の関与を受けない、という意味で自律という言葉を使っています。

今ごろになって申し訳ないですが、その辺のところがごちゃごちゃしているので、もう一回これをすっきり見直して、先ほどのとおり９頁を重要な順番に並べて、その後には、とりあえず、こういう性格があるという話を続けるなど、少し上下に書き分けた方がいいかと思います。そして、その重要な順番の中では、事業性と経済性という話が、一番わかりにくい部分になるかと思います。他の部分にも経済的なジリツが要求される等のように具体的に書いてあるところがもう一箇所あったような気がしたの

ですが、それをジリツという言葉で言ってしまっているのかな、というくらい難しいところです。

少々中途半端になってしまい、また、問題提起が総合的になってしまい申し訳ありません。小林さんがおっしゃったことはこちらの定義ともかかわってくるということです。

○山田会長

まず、9頁の並べ方についてのご意見が一つありました。公益性からスタートすべきではないかということが一つ。それからその次が自発性。自発性と自主性はいいいわけですよ。問題は、開かれたという項目はここには無いことですね。それで、非営利性は4番目くらいに落としてということでしたが、この並べ方がでよいかどうかということです。

それから、ここで、立つ方のジリツ（自立）という言葉を使わない方がいいかどうかということもあります。

○加藤副会長

独立している、インディペンデントであると言いたいのであれば、独立性だけ使ったほうがわかりやすい。

あるいは、ここに自立という言葉を入れて、かつ、独立という意味ですと定義もしていれば、後ろの方で使いやすい。

○山田会長

この現状における④をどうしましょうか。

○加藤副会長

文章は良いですよ。これが自立という言葉で定義されているのなら、後ろの方で律する方のジリツ（自律）を入れる必要が無くなる。途中から事業性の話と一緒になくなってしまって混乱している。

○小林委員

事業性は立つ方のジリツ（自立）で、律する方のジリツ（自律）はNPOの中身というか、私たち自身の問題なのですが、律する方のジリツ（自律）を促進するとはどういうことなのかと、だんだんわからなくなってきています。

○山田会長

組織のガバナンスの方も律する方ですよ。そうすると、立つ方とか経済的なものはむしろ下位にあって、インディペンデントの方が上位の概念であるとして、その中に立つ方も含まれると言ってしまっているのかどうか。この立つの方を使わなくても大丈夫でしょうか。

○小林委員

律する方を、そんなに頻繁に使わなくてもいいのではないのでしょうかということです。

○加藤副会長

説明責任や情報公開のところには律する方を使って、後のところには使わなくていいのでは。

○山田会長

わかりました。そうすると④はどうしましょうか。

○加藤副会長

このまま5番目に入れてはどうでしょう。

○山田会長

順序を並べ替えるだけで、このままでいいとして、この独立性のところを別に律する方で定義しておかなくてもいいということですね。ではここは並べ替えだけで良いということよろしいですか。

○加藤副会長

⑥はやめた方がいいのではないのでしょうか。

○山田会長

⑥を外した方がいいのではないかということです。これは上の「経営・運営上の意思決定が独立して…」というところに含まれていると言えば含まれているということですね。

○加藤副会長

事業として成り立つという話になってしまうと、経済性の追求等のいろいろな解釈ができることになってしまう。赤字でも良いと言ってる人は別としても、微妙な感じがする。

○小林委員

余り経済と絡めてしまうと、NPOの特性を見誤るかなというところがあります。マイノリティの方の支援というのは、成り立てばうれしいですけど、なかなか成り立たない場合でも何とか工面してやっていくというのがNPOの一つの側面でもあるので、事業性とか経済性、効率というのを余り多用してしまうと、NPOの特性から離れていくような気がしています。

○大久保委員

まず1番の非営利性を後ろに回すというのは、私も同意見です。⑥の事業性と経済性のところを、独立して1項目立てているところですが、その前の組織性と継続性というところにかかわってくると思います。継続していくためには事業という意味ではなくて、経営の視点も必要だと思います。現実的にそういうこともあるので、全くそのことを度外視しているのが市民活動団体だということではなくて、その辺の視点も持って活動しているという特徴はあると思います。そこで、継続とつながることではないかなと思うのです。ですから1項目立てるかどうかは微妙ですけども、やはり継続にはやはりそれだけのお金の視点も入れて活動している現状があるわけですので、そこに入れ込むというのも手だと思います。

○山田会長

そうですね。先ほどの④の中にも、経営・運営上のということがあったわけですが、それを受けて、組織性と継続性というところがあるので、そのための一つの条件または課題として、成り立つことをどういう表現で入れたらいいですかね。

○大久保委員

「経営・運営上の意思決定」だからこそ自律と独立ということなのでしょうけれども、経営という言葉が妥当かどうかはわかりませんが、それに悩んでいるNPOの現実もあるので、資金的な運営ということも無視できないと思います。

○加藤副会長

それは特徴かどうか微妙では。努力しなさいという話とは違うのではないのでしょうか。

○大久保委員

でも特徴ですよ。ボランティアというような思いだけではなくて、経営も考えているというのも特徴ではないのでしょうか。

今加藤さんが話した、NPO活動そのものが事業として成り立つ必要があります、と言い切るのはどうかと思いますが、NPOも資金的運営を持って活動している団体なので、特徴と挙げるところにそれも入れておかななくてはいけないかなと思います。

○小林委員

④のところの経営を外してしまっ、⑤のところ、どういう表現が良いかわかりませんが、一定の組織性と運営能力を持つことにより、NPOは継続的に活動ができるというような言い方を、⑥は無くてもいいということではいかがでしょうか。

○大久保委員

⑤の組織性と継続性というところを、継続性と経営性という並べ方にしてはどうでしょうか。「一定の組織性を持つことにより、NPOは、社会的な使命を継続的に果たしていくことができます」と書いてあり、もちろん組織性を持って意思決定をして、自立し、独立しているわけですから、それにプラスして継続していくためには、組織性だけではなく、当然ながら経営力が必要なので、資金的な経営という視点を入れることで継続とつながってくる気がしますがいかがでしょうか。

○山田会長

今のお二人のご提案はまず、④の方で、文中の「経営」を外して表現したらどうかというのが一つありますね。これはいいですか。経営と運営の概念がダブっているところもあると思いますが。

○加藤副会長

同じことを違う言葉で使う人がいらっしゃるから2つ並べただけなのではないでしょうか。意思決定がここのポイントだと思いますが。

○小林委員

資金的な話と継続というのは意思決定だけではない部分なので、大久保さんの意見を⑤で出していくための用語があればいいんですね。

○山田会長

⑤のタイトルですが、先ほど大久保さんは何と言いましたでしょうか。

○大久保委員

継続性と経営性です。そういう言葉があるかどうかはわかりませんが。

○加藤副会長

すみません、まとめる努力をしないと。

例えば、NPO活動そのものが事業として成り立つという主張を聞いたときに、寄付やボランティアで活動していることが良くないように伝わるかもしれないですね。本当はそうではなくて、きちんと寄付が集められているか、要は収支均衡しているかどうか、というだけの話だと思うのです。収支均衡していなければ潰れるわけだから、そういうことを特徴に入れなくてもいいのではないかと思うのです。どんな組織も収支均衡しているということが継続する条件ですね。条件ではあるのですが、特徴であるかどうかは微妙だと思のです。

組織性を発揮するためには、一定の組織性があって、かつ、収支がきちんと回ってること、という話ですよ。

○大久保委員

要するに、継続していくためには、寄付であれ事業であれ何であれ、お金を広く集めながら活動していかなければ継続しないということが言いたいわけです。継続しないというよりも、継続していく現実があるわけですから、広くいろいろな形でお金を集めてきていることも特徴ではないかということですよ。

○加藤副会長

それを、例えば「経済性の追求」という言葉で表現できますかねという話を私は言っているわけです。それをうまく「組織性と継続性」のところに言葉で入れられれば、⑥番を取って⑤番と統合できるのではないかということです。

○山田会長

組織の効率的で、持続可能な経営ですよ。

○若林委員

⑤番の「NPOは…」のところの順番を変えるだけで、「NPOは継続的に社会的な使命を果たしていく」というのでは駄目でしょうか。

○山田会長

⑥の「経営が維持できるような状態」という部分を⑤の中に入れてしまえばいいわけですね。だからやはり、「経済性の追求」というのは違うような気がするのですが。また、誤解も招くのではないかと。

○加藤副会長

「組織性と持続可能性」にしてはどうですか。

○山田会長

継続性ではなくて、持続可能性にするということですね。

⑤と⑥を合わせるのですが、この「経済性の追求」という表現は、「組織の効率的な運営や、経営的な成立の大切な要素となります」などという感じではどうでしょう。

では、⑥はとにかくタイトルは取ってしまい、⑤で「持続性と継続可能性」にすることで前段は良いですか。

○遠藤委員

別の角度で、この区分けの部分ですが、NPOの事業自体は、公益的で非営利性、非分配性であるというところをまとめることはできませんか。ここの部分が、経済性となると、私的な利益の追求の意味も含むものになってしまうので、事業主体としては、公益事業を非営利性によって行う、とまとめた説明の方がわかりやすいかなと思ったのですが。

○山田会長

そうすると、経営的に成り立つという話はしなくていいですか。

○遠藤委員

NPOの事業自体は公益性で非営利性だという説明を入れなくて、項目ごとにバラバラにされるとよくわからなくなってしまう部分があると思うのです。

○石井山委員

全体を通して見たとき、非常にまとまりが出てきて完成に近いと思いましたが、やはりこの2章の1が一番わかりにくいと思いました。9項目もあって、それぞれに2つずつ言葉が並んでいて、ここで絶対つまづいてしまうと思って、何とか整理できないかということと事前に読みながら思っていました。だからこれはまず9個は多いです、もっと縮めないといけないと思います。

その上で、ここを見ると、公益性というのはおそらく、企業に比べると公益性が高いという意味で、自主性・自発性というのは民間ではなくて例えば官と比べてみて、というように何に対してそれぞれの特徴が付けられているのかということが、結構バラバラに並んでいると思うのです。そういう意味でも整理しなくてはいけないと思います。この時間では恐らく無理なので、やはりこれは委員長・副委員長の方で原案を作っていただきながら整理していただいた方がいいかなという気がします。

ちなみに継続性に関してですが、思いはわかるのですが、やはりこの言葉はなじまないという感じが強いですね。というのは、NPOというのは基本的にはミッションがそもそもあるところに対して、結社が出来あがるわけですから、ミッションが完了しちゃうと、その結社がなくなってしまうもいいわけです。だから、事業性ということは非常に大事ではあるけれども、継続性ということになっていくと、ミッションが完了しても継続していくということになって話がおかしくなるということで、そういう意味でもできるだけ誤解を生みそうな言葉は削ぎ落としていきながら、ここは3つか4つくらいにまとめてはかがみでしょうか。そもそもNPOという言葉は余り定義をしないところに魅力があるとも思いますので。

○山田会長

確かにそうだと思います。

こういうふうには、項目ごとに切り分けてしまったことでいろいろな語弊が出てきてしまっているんですね。だから、今言われたようにもう少しくって、文章できちんと説明していかないと、おかしくなってしまおうということですね。

今の御提案は、我々で少し原案を作って、ということのようですが、どうでしょうか。

○石井山委員

まとめるときの一つの目安はやはり、NPOというのは通常のボランティア団体と同じではないか、という見方をされることが多いと思いますので、それとの比較の中で一体どういう特徴があるのか、ということで打ち出すというのが一番オーソドックスな気がします。例えば、事業性とか、運動性とか、当事者性とか、そういったものが従来のボランティアよりも尖っている部分かなという気がしますし、そういったある一つの視点の中から、どこが突き抜けているのかということでもとめた方がいいのかなと思います。

○加藤副会長

一つの見方で考えるとNPO自体の幅が広いので、その中のどれかというのは余り極端には言いにくいかなということがあります。しかし、石井山さんがおっしゃったような整理は必要だと思うので、私が最初に言ったのは、9つあるうち、基本的には4つか5つの定義的な要素や特徴、結果付随的におきることなどを分けて書くということがまず必要ではないかということでした。

例えば柔軟性と機動性というのは、団体の規模や内容によって大きく差がありますし、これは行政と比較するとどうかという話だけだと思うのです。その辺のところも、結果として起こることと、例えばインディペンデントであるという独立性などは、独立していなければ基本的には民間非営利組織ではないという話なので、条件にあたるわけです。特徴ではなく条件なのです。

例えば公益性も、公益を主たる目的とするということが公益組織の第一条件なので、これが外れていたらNPOでないですねという話になります。また、柔軟性については、少々欠けている組織と、とても柔軟な組織があってもいいわけです。

その辺のところを区別して、必須条件は何かという点で私がさっき申し上げたのは、公益性が先に来て、自発的な、ボランティアな組織だということが2番目にきて、本当は人々に開かれているとか、参画の当事者ということが3番目に来ないと市民の組織になりにくくて、その上に政府と違うということで、独立性が強く要求され、営利事業とは違うということで非営利性が言われる、という5つが基本条件だと思うということです。

そこまでしっかり言うてから、特徴についてはこれを理解してくださいと言わないといけないと思うのです。結果、そういう組織があると、いくつかのことが起きます、ということなのですよ。柔軟であるとかという話はその次に来る。

もう一つは、さっきの組織性と継続性と事業性と経済性のところで言えば、組織性と持続可能性といったことをもし言うとしたら、「NPOは、社会的な使命を、解決するまで継続的に果たしていくために、一定の組織性と持続可能な仕組みを持つ必要があります。」などと、「持続可能な仕組み」という表現をすることによって、「経済性」等の言葉を使わず、経済の仕組みと、人の仕組みというものを含めることができると思うのですが、それで何とかうまくなりませんでしょうか。

○成田委員

毎回お話があることですが、副会長に今整理していただき、ストーリー性と言いますか、読み手にとって何が違うのかということがとても明確になったので、この段階になって申し上げるのは非常に心苦しいのですが、とてもわかりやすい整理の仕方に御検討いただければよろしいのではないかと思います。

それから、あと2点申し上げたいことがございます。

一つは、先ほどからずいぶん出ていましたが、④の自立性についてです。私はずっと大きな勘違いをしておりまして、この自立というのは、ひとり立ちできるように、県が支援するために打ち出しているのかと思っておりました。しかし、よく読むと意思決定が独立しているここに書いてあるので、後方に出てくる自律を支援するというところの県の施策が、独立の意思決定をするための支援をするのか

という、実態はそうではない。やはり一般的な言葉の概念からするとこの自立というのは、むしろ経済的と言いますか、一人でマネジメントも含めて自立できるようにということかなと一般の県民は思うのではないかということが一つです。ですからこの整理で、独立性と一緒にしてしまってもいいのか、ということが申し上げたい点です。

もう一つは、文章で、「～性」というのは、初めて読んだ場合、少々取っつきにくい点があるのではないかなと思いました。加藤副会長からもおっしゃっていただいたように、NPOは分配しませんなどとはっきり言ったほうが、伝わるような気がいたしますので、ご検討いただければと思いました。以上です。

○山田会長

そうすると、これも宿題になりますでしょうか。加藤さんと私と事務局で、もう一度検討するということですね。時間的に早急にしなければいけないようですので、加藤さんが言われたことと、成田さんの御発言を併せてまとめましょう。

後ろの当事者性や地域性など⑦⑧⑨のようなところは、5つ並べた後の文章に、少し性格としてきちんと項目としてあげるという形ではなくて、文章の中にこれらの内容が入っていくということで、5つの柱にするということですね。

ただ、この自立が相変わらず難しいと言えれば難しいですね。

○加藤副会長

成田さんがおっしゃってくれた内容が一番わかりやすくなると思います。その理由は、後ろの方のちょうど12頁に、「不足しがちな活動資源を有効かつ効率的に運用するなど自立した運営の…」と書いてありますが、ここでこの自立を使うと独立の意味にならないので、ここは、「持続可能な」とすればいいわけです。先ほども言ったように、自立という言葉は、根本的には、独立しているという意味であって、独立と一緒に使う「自立性」をやめて「独立性」だけでもいいと思うのです。つまり、後ろの方で自立、自立と言っている大部分は、実は経済的に自立してくれと役所が言っているということなのです。だけど、NPOというものの存在の根源性から言って、単純に経済的な自立を要求すること自体間違っていることは非常にたくさんあるのです。例えば人権に絡まるような団体で、本来社会的にサービスを提供すべきものが、行われていないために必死で活動している団体などに、「お前ら経済的に自立しろ」と言うのは、行政の責任放棄なわけです。そういう意味で取られやすいということを考えると、マネジメントやその能力のことを言うのなら、自立という言葉を使わずに、持続可能な努力や仕組み、という話にした方がいいのではないかということです。公的資金が一部に入るNPOがたくさんあるわけですから、そのことは自立に反する訳ではないということをむしろわかりやすくしておいた方がいいのではないかなと思いました。

○山田会長

なるべくこの自立という言葉を使わないということですね。そうするとこの④の前も後も独立性にして、持続可能なための仕組みがという表現も含めてまとめていくということで良いですか。この文章については、若干手を入れて、早急にお目通しいただくというやり方をしましょう。

その後の方の自立と自律はどうしていきましょうか。11頁には無いですね。12頁の上の(2)のところは、「持続可能な」ということで立つ方のジリツ(自立)は使わないということでもよろしいですね。それから、(4)の説明責任と情報公開のところの律する方のジリツ(自律)はいいですか。

それから13頁はなくて、14頁で(2)の後段に自立が2つ並んでいますが、これはどうしましょうか。情報公開を促進し、NPOの何を支援していく必要があるかということになります。律する方でよろしいですか。

あとは、15頁、基本方針のNPO活動の促進の中に、「自立及び自律」と2つ出ていますが、これを何か一つの言葉にしますか。

はい、お願いします。

○小林委員

違和感があるのは、自ら律する方のジリツ(自律)ですね。これは、支援されたり促進されたりするものなのだろうかという、根本的なところにあると思います。いろいろ不正を働くところもあるので、

それを監視していくということはあると思うのですが、自動詞と他動詞のような感じで、支援や促進が他から求められるものであるのかどうか。情報公開などを促進していく必要があると言われるとわかるのですが、自律を支援していくと言われたときに、具体的には何だろうという感じがします。そこはどうでしょうか皆さん。

○山田会長

そうするとやはり、律する方のジリツ（自律）はむしろ使わないで、具体的な姿で表現していった方がいいのではないかということですね。そうすると、12頁の「(4) 説明責任と情報公開」の3行目では、「自律の実現が」の自律は使わないで、「組織内での意思決定や内部統治等の自律の実現が重要になります」でいいのではないかということになりますね。

○加藤副会長

内部統治という言葉と自律は同じかもしれません。取りましょう。

○山田会長

そうですね。その次の行にも「その自律と」とありますが、繋がるように取るということでもいいですね。律する方のジリツ（自律）を使わないで進めていかないと、どうも混乱がおきそうになりますね。よろしいですか。先ほどの成田委員の発言と矛盾しないですよ。

○佐藤委員

混乱してしまいました。15頁の基本方針のところは肝心で、施策の柱2のところの「NPOの自立及び自律」が肝心だと思うのですが、この文言をどうするかという問題になりますし、ここで立つ方のジリツ（自立）を生かすとすれば、先ほどの「NPOの特徴」のところで「自立性」を削りましたが、施策の中で出てくる文言を特徴のところである程度定義しておいて、そういうNPOだからそのこういう特徴の部分支援するんだとか、こういうところを行政でサポートしていく、というような定義が一度なされないとわかりづらいのではないかなという気がするのです。いい案が思い浮かばないのですが。

それと、先ほどの部分を蒸し返して申し訳ないのですが、特徴のところ、「～性と～性」と2つ抱き合わせで書いてあるところですが、「公益性」等と一つの文言でポンと言われればいいのですが、見出しのところ③以降に「自主性と自発性」などと微妙に違う文言が抱き合わせで二つ並んでいて、わかりづらいような気がするんですね。すんなり入ってこない。これとこれはなぜ組み合わせられているのだろうかという余計な疑問が出てきて、その後の説明文を読んでも混乱しそうな気がするのです。ここをもし作り変えるのであれば、抱き合わせをやめて一つずつにした方が良くないかと思いました。以上です。

○山田会長

9頁のところを整理するときですが、例えば「自主性と自発性」は「自発性」だけでいいということですね。中の説明で、「自主性」が意味することが表現されていけばいいわけですね。そうすると、その次の④ですね、この「自立性と独立性」は、「独立性」でいいですか、それともここで「自立性」にして、「独立性」を含めるか。

○加藤副会長

「独立性」中心の「自立性」という言葉にすると、独立性は関与しなくて良いという話なので、施策の柱で「自立を促進する」と使うことが難しくなる。促進に自立という言葉の基本方針で入れようと思うと、こちらの方では自立という言葉がこういう意味では使えない。むしろ、さっきの持続可能性という意味で自立という言葉を使うのであれば、促進という話になってもおかしくない。

○山田会長

そうすると、④は、独立性だけでいいということですか。

○加藤副会長

⑤を自立性にして、中身は実は組織性とか持続可能性の説明にしてしまう。つまり、組織性とか持

続可能性の言葉として自立という言葉を使ってしまうということではどうでしょうか。

○山田会長

そうすると、9頁の古い方の④は独立性だけにするというのでいいですね。これは律する方の意味合いが含まれているということで。

⑤の方は、立つ方の自立性ということにして、組織性とか持続可能性を含んでいるということではないですか。

それから、12頁の(2)が、前のままでもいいわけですね。

それで、(4)の「説明責任と情報公開」のところの律する方は、かえって紛らわしいので取ってもいいという話ですね。

14頁の(2)のところに、自立と自律が並んでいますが、これはどうしますか。

○加藤副会長

小林さんが律することを促進できないとおっしゃったのですが、ジリツという言葉を入れずに、基本的にはNPOの側の情報開示や何かを県が促進するというので、基盤整備するというのではどうでしょうか。支援すると書かずに、「情報公開や何かのための基盤の整備を進める」ということにして、それを促すということです。余り細かく書かなくてもわかりやすくなると思います。

○山田会長

そうすると、この項目は最後の2行から続けると、「説明責任としての情報公開を促進し、基盤の整備を進めます。」ということによろしいですね。

○加藤副会長

この14頁の(3)の真ん中の「NPOの自立性を尊重しつつ…」の中に「自立性」がありますよね。これは「独立性を尊重しつつ」に直した方がいいですよ。独立性を尊重しつついろいろな課題について配慮するような施策をするということ。

○山田会長

ではそこは独立でいいですね。その次は、基本方針のところですね。この基本方針1の施策の柱2についてはどうしますか。

○加藤副会長

根本から変えるようなことを言って申し訳ありませんが、ジリツとかそういう言葉で部分的なことを促進するのではなくて、「NPOの力量形成を促進する」というふうにしたらどうですか。根本から細かいことを言わずに。

活動の促進の体制整備ともう一つの方は、ジリツの支援。これはなぜ分けたんだったのでしょうか。

○小林委員

立つ方のジリツ(自立)だけでいいのではないのでしょうか。

○山田会長

15頁の施策の柱2のタイトルは、この青い方は消して、立つ方だけのジリツ(自立)にするということによろしいですね。

そうすると今度は16頁の(1)の②、ちょうど真ん中ですが、「情報発信の充実などの支援を図ります。」でいいですね。

点検が必要なのは、②の第1行のところに、「NPOの自由な意思や発想を損なわず、自主性・自立性・創造性…」とありますが、ここら辺は大丈夫ですかね。ちょっと統一してみる必要がありそうですね。9頁のところ、直したものに齟齬が無いように最後に点検をする必要がありそうですね。

後はいいですか。②の下から3行目にも、「NPOが自立したセクターとして」、ということですがこれはいいですよ。「自立的発展」というのもあるけどいいですね。

それから後は、もう一度点検が必要かもしれませんが、気がついたところだけ。19頁、施策の柱

2の中身ですけど、青字の自律を消す。中の文章は具体的に表現されているからかまわない。

20頁の2行目にまた両方出てきているので、1行目からいくと、「NPOが社会への説明責任を果たすとともに、NPO活動の理解促進や経営基盤の確立を図るなど、NPO自らによる自立と自立の促進…」のジリツを消す。「…図るための支援を…」と繋がっていた方が良いですね。続き具体は最後点検していただくとして。

9頁のところは整理をすると。

それから、いまジリツについていくつか確認してまいりましたが、基本的には紛らわしいところは削除していく、それから律する方は、具体的な表現を取りながら無くしていく。

○加藤副会長

施策の柱2の表現ですけど、「NPOの自立の促進に関する支援の実施」ってくだいすよね。よく読むと。「NPOの自立を促進します。」って方がすっきりすると思います。場合によっては「NPOの自立に関する施策を実施します。」ただ「支援」という言葉が「自立」と似合わない感じがするんですけど、単純に「NPOの自立を促進します。」と書いてしまった方が、いろいろな施策の取組としてはわかりやすいかなと。

○山田会長

今の加藤提案は、施策の柱の2を、「NPOの自立を促進します。」とシンプルにしたらどうかということですが。

○大久保委員

「支援」が出てきましたが、以前は促進と支援と分けてとらえてたような感じがありましたが、その辺のとらえ方というのは。

○山田会長

昔の議論は、促進の中に支援も含めていましたよね。

○大久保委員

はい。だけど、「支援」を分けたのは、まだ組織的に力の無い団体については支援という言葉を使ってまして、ある程度力が出てきたときには促進していくというように違う団体にとらえていたような気がするのですが、ここでは同じようなとらえ方でいいのかどうか。

○山田会長

その後、促進と支援について議論したことは無いですね。

○大久保委員

同じだととらえるなら、一本にした方がいいかと。

○山田会長

当時議論の中では、支援というのは失礼ではないかと。だから、むしろ促進の方が幅広い概念ではないか、という議論はあったけれど、それ以後あまりしてないですね。

○大久保委員

促進なのか、支援なのか、イコールととらえられているのか、ちょっと皆さんで確認をしてからどちらかを選ぶという感じでやった方がいいのではないかと思います。

○山田会長

今のような議論があったということは昔の人しか知らないと思いますけど、どうでしょう。促進と支援を使い分けるか、それともどちらかの方がいいか。当初の意見は今申し上げたようなことだったということをお知らせしておきますが。当時は、促進という言葉を使いました。現在の状況を踏まえて考えていただいて良いと思いますので。

○小林委員

私としては、促進と支援と並んでいる中の、後の方の支援は、むしろ支援策を実施するということで県が実施するのですから、支援策なのかなと思っていました。支援というとても漠然としているので、県が主体なのですから、もうちょっと明確に言ってもいいのではないかなと思いました。

○山田会長

今のお話は、施策の柱2の文言の中でということですね。

○小林委員

NPOの自立の「支援策」、とか「施策」。施策の柱で施策はおかしいですが、柱の1の方が体制の整備であれば2の方は実際の施策を行うというふうに書き分けているのかなと理解すると、何か出てきそうな気がします。

○山田会長

そうすると、施策は全体が施策だから、促進策がいいのか支援策がいいのかということですね。どうせ支援という言葉はあちこちで使っているのですよね。

○成田委員

先ほど佐藤委員が、自立と自律の表題は整理された方がいいのではないかと御発言と今の議論を考えまして、後半の②具体的な内容で何をしたかったかという、NPOが運営体として自立できるような支援をしていくというように理解をして、「NPOの運営支援を実施します」という要約ではシンプルすぎますでしょうか。自立という言葉が定義されていない以上、ここで使われてしまうと、読み手としては何をしたいのかという素朴な疑問がわいて、中を読んでではじめて「あ、NPOの運営を支援してくれるのね」とわかるということでは頭を抱えてしまうので。定義があまりに必要となるような、深い、経験者でないと理解できないというのはどうかなと思いました。

一つの解決としては、エンパワーメントのような、「運営を強化するための施策を実施します」くらいでどうかと思いました。

○小林委員

施策の柱の具体的な内容のところを読んでいたのですが、ずーっと読んでいくと、支援するとか、市町村と協力していきます、と書いてありますが、自立的発展と最後のところに書いてあるんですね。自立的発展を支援するという話はどうでしょうか。活動のいろんな意味で、効果的な支援をしていきます、ということを書いているんですね。それが促進という施策の中にいろいろな支援があるととらえるなら、促進します、という形になりますけれども、どうなんでしょうこのところは。この1行でわかる取り方というのは。基本的には運営していくのを支援していくという話だと思うんですけど。

○成田委員

前年度にエンパワーメント事業というのをずっとして、その認識でいたようなことをここで展開するという趣旨かと理解していてよろしいのでしょうか。

○山田会長

今出てきたのが、自立を促進します、あるいは自立を支援します、というのと、自立でなくて運営でどうかということ、それから自立的発展を支援する、それから力量形成を支援、あるいは促進。どれにしましょうか。

○大久保委員

まず1がNPO活動の促進、そのなかに、具体的に施策を挙げたときに、一つは「体制の整備」だと。もう一つは、「自立の支援」だと思うんですけど、そういうくくりではないのでしょうか。

○加藤副会長

「力量形成」の方がわかりやすいんじゃないかと。「自立」という言葉は難しい、わかりにくいという話であれば。

○山田会長

「自立的発展」というのも、「自立」という言葉が入っていると少し曖昧になりそうなので、先ほどから加藤さんが言われているのが、「力量形成」ということであれば、もちろん自立のための力も入っているのでしょうか、という御提案ですね。どうでしょうか。

○佐藤委員

「自立の支援」と言ったときに、既存のNPOのマネジメント力を支援していく、アップするための支援をする、と同時に、これからNPOを立ち上げよう、作ろうという人たちの支援も含まれるわけですよね。そうしますと、その「運営力」といったものよりも、「自立」という大きい方がいいような気もしてくるんですけども、いかがなものでしょうか。

○山田会長

「自立の支援」という案でもですが、どうやって決定しましょうか。

今、「自立の支援」、「自立的発展の支援」、「力量形成の支援」、促進でもいいんですが、3つほど出ました。

○加藤副会長

環境整備というのが施策の1で、施策の柱2が団体側のキャパシティビルディング。マネジメントというのはその一部なので、全体で言うとやはりキャパシティビルディングとか力量形成、組織力量形成、それを支援します、というような、やってる内容としては、直接的支援をするわけじゃなく、体づくりということで。

「自立」という言葉にそういうことを込めているのであれば、「自立」と書いて少しそういう解説を入れるべきです。

○山田会長

先ほどのエンパワーメントにしる、力量形成が日本語としては一番近いというか、わかりやすい気がしますけど、今まで余りここで出てこなかったから、この土壇場でえいやというのは若干気が引けるところがあるかもしれませんが、どうですか。

○大久保委員

広い範囲があるような言葉で出した方が良くと思います。次のところで解説しておりますから。

○山田会長

その広いというか、若干曖昧さを含むと言うことで、具体的にはどちらですか。

○大久保委員

「自立」という言葉をどうとらえるかと言うのであれば、この16頁でしっかりその部分を入れて書けばいいと思います。

○加藤副会長

「自立」のままとして、施策の柱2のところの説明で少し内容には力量形成ということを入れて、支援と促進には余りこだわらないということでもいいんじゃないですか。

○山田会長

両方ペラペラ使うのも気持ち悪いですね。

○大久保委員

まず基本方針1で、「NPO活動の促進」とうたっているわけですので、具体的に施策が入ってくるの

でここでは支援でもかまわないと思います。

○加藤副会長

「自立を進める支援を実施します」と、わかりやすくした方がいいのでは。「自立の促進に関する支援」と言うのがわかりにくいような気がします。

○山田会長

そうすると、基本方針のところのタイトルは、施策の柱2では、「NPOの自立を進める支援を実施します」でいいですか。

いいですね。それで、16頁の文章の中で、先ほど言われた「力量形成のための支援をしていく」という文言を入れて記述していくと。そして、この中で自立とか自律というのは省いていくことでよろしいですか。

それで大体今の議論はけりがついたと思いますが、9頁のところはもう一度整理して、ということですね。

他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

○小林委員

とても簡単なところすみませんが、資料についての説明が、地の文に入っているところがあるんですね。例えば3頁の3の(1)で、実態調査のことが書いてあるんですが、「なお、その概要については資料1を参照してください」となっています。他にもこういう類のところがあるのですが、これは例えば括弧書きにして、「詳細は何頁参照」等というように、地の文に入れなくて、「(資料は後述参照)」という感じではいかがですか。

○山田会長

そうですね。要するに本文ではなくて、ということですね。じゃあその表現をお願いします。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、繰り返しになりますが、9頁のところの、「NPOの特徴」でしたか、そこを5項目ぐらいに整理して、後に書かれていることはその文章の中でフォローしていくような形で、それから先ほど加藤さんからの提案があった順序と項目で整理をしていく。それに伴っていくつか、主にジリツという言葉について削除したり修正したりというところがありましたので、そこを御確認いただいたように訂正をしていく、ということでもまとめさせていただきたいと思います。

この結果は皆さんにお話してご確認をいただくということにしたいと思いますが、基本的にはこういう形で議論をさせていただくのは、これを最後にさせていただきたいと思います。大変長く時間がかかりましたが、これは委員長のリーダーシップの不足によるもので、大変御迷惑をおかけいたしました。なんとか概ね決着を見たかと思えます。

この計画の見直しについては、前のものと比べて、ドラスティックな変化はなかったかと思いますが、かなりブラッシュアップされましたし、時代の変化に対応した、NPOに対する認識であるとか、施策についての考え方が盛り込まれてきたかと思えます。そういった意味ではレベルアップをしたように認識しております。どうも長い時間ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

以上で、協議の方は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 その他

○司会

山田会長、委員の皆様、大変熱心なご議論をありがとうございました。

では、次第の方は次の4その他の方に入ります。事務局から何かございますか。

○事務局

はい。簡単な確認でございます。今年度のスケジュールでございますが、前回の委員会でも連絡してございますが、第3回目は秋以降、年度末までの間に開催したいと考えてございまして、審議事項につきましては現在調整・検討中でございます。決まり次第ご報告またはご相談の方をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解、御教示の方をお願いいたします。以上でございます。あ

りがとうございました。

○司会

はい。ただいまの答えにつきましては、後日また事務局の方から御連絡，調整等させていただく予定といたしております。

他に，委員の皆様からお問い合わせ等ございましたら承りたいと思いますが。

5 閉会

○司会

では，特に無いようですので，これをもちまして本日の会議を終了いたします。どうも大変ありがとうございました。